

○内閣府告示第二百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 稚内市
- 二 構造改革特別区域の名称 稚内市外国人技能実習生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 稚内市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第二百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第四十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 紋別市並びに北海道紋別郡遠軽町、湧別町、滝上町、興部町及び雄武町

二 構造改革特別区域の名称 オホーツク紋別地域外国人技能実習生受入れ特区

三 構造改革特別区域の範囲 紋別市並びに北海道紋別郡遠軽町、湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 外
国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業(五〇六)

○内閣府告示第二百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第九百三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高萩市
- 二 構造改革特別区域の名称 高萩市教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高萩市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第二百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 西尾市
- 二 構造改革特別区域の名称 心豊かな給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 西尾市の区域の一部（旧一色町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 西尾市
- 二 構造改革特別区域の名称 吉良もりもり元気つづを育てる給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 西尾市の区域の一部（旧吉良町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 西尾市
- 二 構造改革特別区域の名称 はずつ子を育む楽しい給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 西尾市の区域の一部（旧幡豆町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第二十七号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 養父市
- 二 構造改革特別区域の名称 響きあう心 拓く明日 但馬中央の郷 ―養父市教育特区―
- 三 構造改革特別区域の範囲 養父市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第三百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第二十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東温市
- 二 構造改革特別区域の名称 “とうおんブランド” どぶろく・果実酒・リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東温市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九）

